

「笠木下換気構造体」事件
(知財高判令和7年5月21日 令和6年(ネ)第10080号¹⁾)
原審(大阪地裁令和5年(ワ)第8403号²⁾)

概要

(1) 特許侵害訴訟において、本件発明の構成要件C「通気性能および防水性能を發揮する換気部材」の解釈が争点となった事例。

(2) 裁判所は、上記構成要件Cは、「換気部材」自身が「通気性能及び防水性能」を有することを要すると解されるとして、被控訴人製品の構成要件充足性を否定した(原判決を支持)。

対象特許(特許第5269264号³⁾)

【請求項1】

外壁下地材及び前記外壁下地材の外面に取付けられた胴縁を介して取付けられた外壁材とその上方に設置される笠木との間の部分に設置することができる笠木下換気構造体であって、

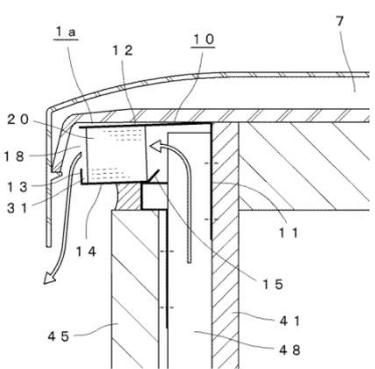
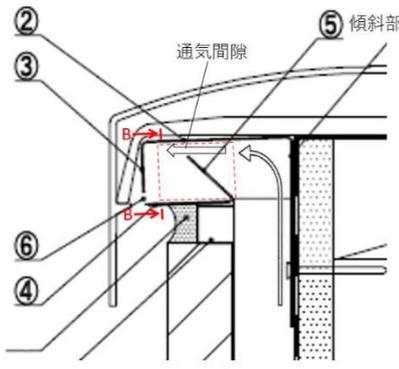
前記外壁下地材の上端部の外方側に対して垂直方向に延びる第1垂直部と、前記第1垂直部の上端側に接続され、外方に向かってほぼ水平方向に延びる第1水平部と、前記第1水平部の外方側に接続され、垂直下方に延びると共に長手方向に所定間隔で複数の開口が形成された第2垂直部と、前記第2垂直部の下方側に接続され、前記第1垂直部の方向に所定距離を残して延びる第2水平部とからなる笠木下部材と、

前記笠木下部材内に配置され、通気性能及び防水性能を發揮する換気部材とを備え、

前記笠木下部材の前記第1垂直部は前記外壁下地材と前記胴縁との間の隙間に差し込むようにして設置されることのできる、笠木下換気構造体。

争点

被控訴人製品における「⑤傾斜部」が本件発明の「通気性能および防水性能を發揮する換気部材」(構成要件C)に該当するか。

本件発明	被控訴人製品
	
笠木下部材10内に配置され、通気性能及び防水性能を發揮する換気部材20	傾斜部⑤

¹ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_ip/detail?id=6366

² https://www.courts.go.jp/app/hanrei_ip/detail?id=93506

³ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/JP-5269264/15/ja>

控訴人の主張

傾斜部⑤は外方に向けて内角約45度に傾斜し、その上方に向けて第1水平部②に接触しないように長さが調整されていることで、破線枠内に太矢印で描かれた通気間隙を有しており、これによって内部の温かく湿った空気を自然換気により外部へ排出することができる。また、被控訴人製品では、傾斜部⑤が雨滴の透過を有効に遮断することで防水性能に寄与している部分である。

裁判所の判断

(原判決より)

本件明細書の記載によれば、本件発明は、従来の笠木下換気構造体の有する課題(複雑な構造であるため、迅速な設置が困難であるとともに、換気量が少ないものであったことに加え、笠木下部分における雨水の浸入は、覆い部材内の蛇行通路によって移動距離を長くして防止しているのみであるため、暴風雨等で雨量が極端に増加したときの防水機能としての信頼性が十分ではなく、さらには、虫等が蛇行通路を介して建物内に侵入するおそれがある。)を解決するために、…「笠木下部材」と、笠木下部材内に配置され、通気性能及び防水性能を発揮する「換気部材」とを備え、「笠木下部材」の第1垂直部は外壁下地材と胴縁との間の隙間に差し込むようにして設置されることができるとする笠木下換気構造体を提供するものである。

上記と構成要素Cの文言に照らせば、構成要件Cが規定する「換気部材」については、当業者にとって、少なくともそれ自身が「通気性能及び防水性能」を有することを要すると解するのが構成要件Cの自然な文言解釈であり、かつ、本件明細書の記載にも合致する(第4の1(1)ア(7) c (c))。

…一方、被告製品は、開口(別紙図面の⑥)から笠木下部材内部に向かう気流を第1水平部下部と傾斜部上端との間に存在する気道方向に通気することにより笠木下部材内部と外部との間の通気が行われるとしても、それは単に通気路を残しているにすぎず、傾斜部に通気性能があると認めることはできないから、…構成要件Cを充足せず、…。

(控訴審判決より)

本件明細書から認められる本件発明の解決すべき課題、課題を解決するための手段及び本件発明の効果によれば、構成要件Cが規定する「換気部材」自体が「通気性能及び防水性能」を有することを要すると解されることは、原判決第4の1(1)ア(7) c (c)の説示のとおりである。…傾斜部⑤自体は通気が可能な領域を狭めており、傾斜部⑤が存在することにより、これが存在しない場合に比べて通気性能は下がるといえるから、傾斜部⑤が通気性能に寄与する部分であるとはいえない。

まとめ

本判決では、クレームの文言を解釈するにあたり、明細書における本件発明の解決すべき課題、課題を解決するための手段、および発明の効果の記載が参酌された。本件特許の明細書においては、先行技術について図面を参照しながら詳細に説明し、その先行技術の課題を「発明が解決すべき課題」として記載しており、かつ、「換気部材」の態様については、凹凸断面形状の合成樹脂シートを複数積層した構造のみを記載している。明細書において、より具体的な「課題」を記載することで、進歩性判断において有利に作用することもあるが、クレームが狭く解釈されてしまうことにもなりかねない。明細書の作成の際には、実施例を充実させつつ、どの程度まで「課題」を記載するかを慎重に検討する必要がある。

キーワード 特許、クレーム解釈(70条)、機械・構造

[担当] 深見特許事務所 青木 満宏

[注記]

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。